

平成30年第12回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年12月6日(木) 13時29分から14時29分

2. 開催場所 香美市役所3階会議室

3. 出席委員 (17名)

会長	19番 原 心一																
会長職務代理	3番 公文 久郎	5番 森安 正															
委員	1番 三谷 富重	2番 大岸 高晴	4番 三木 克司														
	6番 水田 義郎	7番 上島 陽子	8番 岡田 修一														
	9番 村田 正博	10番 宗石 和彦	11番 西岡 久														
	13番 堤 昭雄	14番 西村 広幸	15番 小松 和啓														
	16番 門脇 節夫	18番 小松 源一															

4. 欠席委員 (2名)

11番 横山 実男 17番 山崎 彰

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
第4号 非農地証明願いについて
第5号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第6号 農地法第4条の規定による届出について(報告)
第7号 香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第8号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 西本 恭久
事務次長 和田 小百合
農地主幹 公文 正志
農地主事 久保井 祥太
農地係長 松浦 誠

7. 会議の概要

開会 (13時29分)

議長 時間ちょっと早いんですけど、全員お揃いのようですので、本日の会を開催をしたいと思いますのでよろしくお願ひ致します。最近になってちょっと非常に暖かいっていうふうなこともあったり、また天気が非常に不順ですね、皆さん方それぞれご苦労をされていると思います。土曜日辺りから、また急激に寒くなるとかいうふうなことを言われておりますので、体調管理、大変皆さん方もご苦労されると思いますけれども、風邪など引かないようにがんばって頂きたいというふうに思っています。

先月の3市の合同の研修会にもご出席頂きまして有難うございました。後でいろいろ委員さんからお話を聞きますとですね、今までになかったような会で

あって非常に良かったというふうな好評を頂いております。南国市、また香南市のそれぞれの委員さんの意見も聞けたし、それから、会の進め方につきましてもですね、少人数で短時間に色々な意見も出し合って、また場所が変わってとかいうふうなことでやったことが非常に良かったというふうに評価を頂いております。

それから昨日、一昨日、農林水産省の経営局、農地政策課農業委員会グループというところの経営専門官南里って読むと思うけど、その人とか、それから女性の方、喜友名さん。姓がちょっと聞いたことないんでどちらですかって言いますと、沖縄出身ということで農林省の方ですが。それからあと中国四国の農政局からも2名ほど来て頂き、県庁からもそれぞれご出席して頂きまして、例の私たちの一番最初に農業委員になるにあたってですね、推進委員と委員と分けてやってきたというふうなことが一番最初であったということで。そういうことで当市に色々ご意見を聞かせて欲しいというふうなことですですね、先般来られました。意見を色々述べる機会があつたがですかんど、どう言いますか、農水省の人もですね、理解をして帰って頂いたか、よくそのところはわかりませんけども。はつきり言いまして、委員と推進委員に分けたことについてですね、どういうこと、メリット的なこととか色々聞かれましたけれども、あまり分ける意味合いがないんじゃないですかと、今まで通りで一緒にいいんじゃないんですかという意見は述べさせて頂きました。また、最適化交付金についてもですね、県下であまり貰っているところが少ないというふうなこともありますね、国としては全国的にやっぱり貰ってるところが少ないということであれば打ち切るつもりはありやあせんかというふうなことを言いましたけれども、それは絶対にありませんということは言って頂きましたが、財務省の方の予算ですので、そこまで、果たして言っていいのかなあという思いもしましたけれども、是非とも有効活用していくためにもですね、私たちも努力しておりますので、これは引き続いでお願いをしたいということで強く要請はさせて頂きました。

そんなこともありますですね、今日の会を進めていきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。平成30年度の第1・2回の会を進めていきたいと思います。本日の議事録の署名につきましては西岡委員と堤委員にお願いをしたいと思います。

その他の件で下にも書いてあると思いますが、書いてないか。別段面積、下限面積のことにつきましてですね、今後どうしていくかっていうことを毎年毎年一応協議をせなあいかんわけですので、そのことについて最終的に、あとでまた決定をしたいと思いますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、議案書及び調査書の訂正も有りますし、資料の追加と差し替えが有りますので事務局の方より、説明を頂きましてそれから始めたいと思いますのでよろしくお願ひをします。事務局、すいません、よろしく。

事務局

はい、資料のですね、差し替えと追加が有ります。追加はですね、その他の件で使います。農地の権利取得における下限面積をカラー刷りの物を1枚追加しております。それとですね、事前に、それともう1枚ですね、表の資料ですが、経営耕地面積別農家数というものを事前にちょっとお渡しをしておりましたが、記入ミス等もありますね、差し替えをしたいと思いますのでよろしくお願ひします。以上です。

議長

差し替え等資料の訂正の説明がありましたので、ただ今より本日の会を進めていきたいと思いますのでよろしくお願ひを致します。

委員(5番)

ちょっと。

議長

はい、どうぞ。

委員（5番）	このカラー、この資料。
議長	この前配ってきちよったが。
委員（5番）	うん、4と5はどういう意味か事前に聞いちよきたい。
事務局	後から説明しようかと思ってたんですけど、この4と5はですね、親から子への贈与になるんですけども、子供の兄弟がですね、それぞれ1つの農地をですね、1/2ずつ、持分が1/2になるっていうことでちょっと申請上ですね、資料を2枚に分けてます。変わるのは上の譲受人の名前のところだけが変わってるということになります。
議長	はい、わかりました。 それでは議案に沿いまして、議題に沿いまして進めていきたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。 1番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町山田字加治屋敷1035・1036番合併、地目は田、面積は1170m ² 、譲受人の耕作面積は7,501m ² 、譲渡理由は高齢化、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は1で10a当り1,709,402円で総額2,000,000円です。 2番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町佐野字上ヨシムラ丸376番、地目は田、面積は1,587m ² 、譲受人の耕作面積は9,029m ² 、譲渡理由は経営縮小、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は2で10a当り600,000円で総額952,200円です。 3番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町佐野字上ヨシムラ丸392番、地目は田、面積は2,751m ² 、譲受人の耕作面積は9,029m ² 、譲渡理由は経営縮小、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は3で10a当り600,000円で総額1,650,600円です。 4番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町美良布字林626番、地目は田、面積は4,104m ² の内持分1/2、譲渡理由は子への贈与、譲受理由は親より受贈、権利の種類は所有権移転贈与、資料は4です。 5番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町美良布字林626番、地目は田、面積は4,104m ² の内1/2、譲渡理由は子への贈与、譲受理由は親より受贈、権利の種類は所有権移転贈与、資料は5です。 6番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町西川字井流ノ本乙238番1、地目は田、面積は822m ² 、譲受人の耕作面積は2,889m ² 、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転買賣、資料は6で10a当り201,947円で総額166,000円です。 7番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町根須字大田西1,457番、地目は田、面積は1,625m ² 、譲受人の耕作面積は7,76

6 m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は7で10a当たり615,385円で総額1,000,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の用件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長 はい、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請についてですが、説明がありましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。何かご質問は有りませんか。

あれ、6番の人はこっちへ時々帰ってきちゅう言うたかね。

事務局 そうです。

委員(10番) 6番は僕ちょっと。これ先月出てましたあれで、一応住所はここになっていますけど、もう何年もここで、半年以上、昨日も何か作ってましたよ。

議長 はい、わかりました、はい。他に何かご質問は有りませんかね。格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

――異 疑 な し――

議長 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

――全員挙手――

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の説明をお願いします。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
1番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町林田字出口ノ前491番1、地目は田、面積は687m²の内83m²、転用目的は納骨堂1基、駐車場、通路、建築延面積は83m²、区域区分はその他、開発行為は不要、農地区分は第1種農地、資料は8、調査員は村田委員です。
申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。

2番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は物部町大柄字大比796番3、地目は畠、面積は547m²の内34.08m²、転用目的は納骨堂1基、花壇、進入路、建築延面積は34.08m²、区域区分はその他、開発行為は不要、農地区分はその他2種、資料は9、調査員は山崎委員です。
農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他2種農地であると判断されます。
以上です。

議長 すいません、1番の調査員の村田さんから補足説明をお願いします。

委員(9番) 資料8-1をご覧下さい。この場所は農業振興センターから少し東に行ったところで林田地区の集落内にある農地として、資料8-2を見て下さい。オレンジ

色の屋根がある、これが林田地区の公民館として、北面と東面が市道に隣接しております、面積が広いですけど駐車場がないということでこの黄色の点線で囲まれた左側を駐車場にして黄色い線で囲まれたところを納骨堂を建設したいということでありまして、特に一段低いのでこの点々に囲まれた部分を埋め上げて納骨堂を作りたいということです。周辺の方の承諾は得ているそうとして隣の角、北と東のこの角に、納骨堂が見えますけど、これは戦死墓地が建っております、周囲の承諾も得ているそうですので問題はないと思いまして判断を押しました。以上です。

議長 すいません、2番、山崎さん。

事務局 山崎さん、今日欠席ですので事務局の方から説明させてもらいます。資料の9-1、物部町の大比になります。この墓地の申請についてはですね、今年の5月25日付けで県から許可が出ておったんですけども、9-2ですね、変更前の土地利用計画図をつけてます。この時点では進入については西側からですね、入って畝を通って墓地まで行くというような申請でしたけれども、完成後、現地へ写真を撮りに行ったところですね、9-3の土地利用計画図のような形でスロープと花壇が設置をされておったっていう状況です。それに基づいて変更といいますか、追加の申請が出てきております。始末書についても提出を頂いております。

内容についてはですね、特に問題はないということを聞いております。
以上です。

議長 これ、公文君、2番のよね、追加になった、この通路、スロープいうたかね、その面積はどうなつちゅう。あとで広がつちゅう。最初の面積からいうと。

事務局 面積についてはですね、墓のですね面積もちよつと、縦横とかも変わってまして、全部1回測り直してもらいまして。面積については通路と花壇について増えております。

議長 前回はなんばやった。547m²の34.08よね、今回ね。

事務局 前回が5月やね。前回がですね、547m²の内12m²です。今回が34.08m²になっております。

議長 それからもう一点、これ大体33m²までかね、大体許可、墓地としては。この駐車場なんかにとる場合については一括で広い面積でその墓地としてかまんが。

事務局 会長の言われる通り墓地の面積については33m²までで、それプラス駐車場それに付随するスロープとかについては許可されるようになっております。

議長 はい、わかりました。補足説明まで終りましたので議案第2号につきまして質疑を行いたいと思いますが、皆さん方からご質問は有りませんか。格段無いようですが、採決に入つて構いませんかね。

——異 疑 な し ——

議長 それでは議案第2号農地法第4条の規定による許可申請ですが、原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長	はい、全員賛成です。有難うございました。 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。
事務局	議案第3号農地法第5条による許可申請について説明致します。 1番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、 [REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町加茂字山本前田48番、地目は田、面積は264m ² 、外1筆、計2筆で合計568m ² 、転用目的は住宅1棟、簡易農業用倉庫、権利の種類は使用貸借権設定、建築延面積は99.21m ² 、区域区分はその他、開発行為は不要、資料は10、農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他2種農地であると判断されます。調査員は村田委員です。 2番、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町東川ウシキリ谷224番、地目は田、面積は823m ² 、外24筆、計25筆で合計3,405.82m ² 転用目的は資材置場及び残土捨場、権利の種類は所有権移転贈与、区域区分はその他、開発行為は不要、資料は11、農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、新改駅から約500m以内に位置するため2種農地であると判断されます。調査員は三木委員です。以上です。
議長	すいません、調査員、1番の村田君、説明をお願いします。
委員（9番）	はい、資料の10-1をご覧下さい。これも加茂集落の中の農地で有りまして、西の面と北面が市道に隣接してまして、西の面の市道、10-1の資料の赤に囲まれた枠の左側に有ります。これが市道として、2m50位の市道として、いずれ、これ4m位の市道に拡張が予定されているそうですけど、まだ4mの市道にはなっておりません。資料10-2をご覧下さい。488と489の2筆有りまして、真ん中が黄色い線のところにちょっと1段、段になってまして、石積みの境界が有りましたけど、もう私が確認に行った時にはユンボが入ってまして、これ境界の石を取り除かれまして事前着工しておりました。けんど、488の左側と住宅の間にもう1筆1mくらいの高さの農地が有りまして、隣の住宅との間に農地が有りますので日照権の問題は無いように思われます。それと近隣の住民の承諾は得ているそうです。この事前着工、今回、2回目でして、前回も農地に倉庫、ハウスの材料で倉庫を建てるということで、これも申請前にもうハウスが出来上がってまして、これも事前着工でちょっと問題が有りましたけど、今回2回目ですので皆さんにちょっと意見をお聞きしたいと思います。次男の方が今野市でアパートで生活してましてここに次男の住宅を建てたいということで次男さんの申請ですので判を押しました。以上です。
議長	すいません、2番、三木さん。
委員（4番）	はい。先月も出されておりましたので皆さん記憶にあると思いますけども。何が違うかといいますと譲受人の、前回は[REDACTED]、本人の名前で申請が出されておりました。今回[REDACTED]としての申請を出し直すということでございまして、内容そのものは前回報告したとおりでございますので以上でございます。
議長	はい。わかりました。説明が終わりましたので、ただ今より議案第3号につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんかね。

すいません、村田君、488の左側、10-2の写真よね、その間に農地があるっていうのは左下の航空写真でもわかりますが、そこの農地の同意は貰っていますか。

委員（9番） 貰っているそうです。

議長 他にはですね、左側にはほとんど林みたいになっちゃうき、問題ないと思いますが、写真で見るとこの北側というか、黄色い線が三角なっちゃらあね。こっちにも農地が有ると思うけど、ここも同意を貰うてくれちゃうろうね。

委員（9番） はい。

議長 はい、わかりました。

委員（9番） これの市道から2m位高台になっております。

議長 こっちが高いか。

委員（9番） はい。

議長 その事前着工については

委員（9番） 事前着工については、行った時に、本人がもうユンボに乗って作業しておりまして「ちょっと待て」ともうまあ2回目ですので、今度3回目の時には許可はもうおろしませんよとは言っております。

議長 まあ中畦の石を除けちゃうだけのような写真ですので、中を格別つついで盛り土をしたとかそういうことじゃないがよね。まだね。

委員（9番） 除外の中請がおりたら、誰に聞いたかわからんけど、整地をしてかまんと言われたそうです。これ誰に聞いたかわからん。私が行った時に■■■に電話で誰に聞いたか確認せえと。電話で聞きよりましたけど、誰が言ったかわからないそうです。

議長 普通やったら言わんろう。

委員（9番） 以上です。

議長 はい、わかりました。議案第3号の第5条の申請ですが、何かご質問は有りませんかね。格段息子さん、弟さんですが、家を建てるということらしいです。面積もですね、500を若干超えますけれども、農家の所以で、1000m²までオッケーですので、問題はないと思います。

2番目につきましては前回と全く一緒の案件で、申請者が会社にしたということで個人から会社にしたということですので、これも他に何にも変わってないということであればですね、問題ないかと思います。何かご質問は有りませんか。格段無いようですが、採決に入つて構いませんかね。

――異 疑 な し ――

議長 それでは議案第3号農地法第5条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員举手——

議長　　はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第4号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局　　議案第4号非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町宮ノ口字鹿落南ノ丸25番1、地目は畑、面積は79m²、非農地化した理由は、昭和39年当時より、宅地への進入路、駐車場として利用し、現在に至る。調査員は大岸委員で資料は12です。

2番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は物部町市宇字土居20イ、地目は畑、面積は142m²、外5筆、計6筆で合計1,502m²、非農地化した理由は、いずれの土地も、傾斜地で耕作不利地であり、昭和55年頃、耕作を放棄し植林を行い、現在は、40年生程度の杉・檜が生育中です。調査員は小松源一委員で資料は13です。

以上です。

議長　　はい、すいません、報告を1番大岸君、お願いしたいです。

委員(2番)　　はい、資料の12-1、12-2を見て頂いたらわかりますけど、場所は片地小学校の東側です。資料12-2を見ても分るように、碎石が敷かれてますので問題無いと思います。

議長　　すいません、2番、小松源一君。

委員(18番)　　はい。資料の13からずっとありますが、場所的には物部町市宇っていうところで、岡の内から道路で15分位行ったところからまた5分程下がったところです。航空写真でも分りますし、地上からの写真でも分るように山林化しており、問題はないと思われます。以上です。

議長　　はい、以上補足説明が終わりましたので、議案第4号非農地証明願いについて質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。
2番はもう航空写真を見ると周辺もほとんどこういう状態ですか。

委員(18番)　　はい。

議長　　周辺もね。

委員(18番)　　はい、そうです。その写真、航空に黒っぽいのが、道路。55年当時はこの道路も無かった。

議長　　この写真を見るとこの道路になっちゅうところの真ん中より、ちょっと左には木がきれいにずっと並んで植わっちょって、何か柚子植えちゅう感じやけど柚子じやないがやね。

委員(18番)　　柚子じやないです。

議長　　はい、わかりました。議案第4号で何か、非農地証明願いですが、質疑を行いたいと思いますが、質問有りませんかね。格段有りませんか。格段無いようですので採決に入りたいと思います。
議案第4号非農地証明願いにつきまして原案通り賛成の方の举手をお願いします。

-----全員举手-----

議長　　はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第5号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局　　報告第5号農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。
1番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、借人、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町字加治屋敷
1,037番、地目は田、面積は1,209m²、成立日、解約日は平成30年1
月2日、引渡日は平成30年12月31日、解約理由は栽培が困難になった
ためです。
2番、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、
借人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北
町根須字大田西1,457番、地目は田、面積は1,625m²、成立日、解約日、
引渡日ともに平成30年10月30日、解約理由は売買のためです。
以上です。

議長　　はい、この件につきましては解約の通知報告で有りますが、何かご質問は有りませんかね。西村広幸くん、すまん、この[REDACTED]さんの加治屋敷ってどの辺り、場所。

委員(14番)　　養護学校の東側、3条許可で[REDACTED]さんが買った分が加治屋敷です。

議長　　あの東側かよ。

委員(14番)　　旧の明治保育の北と西当りが加治屋敷です。あの辺で生姜。

議長　　今年作っちゃった。

委員(14番)　　うん、その一部が、病氣か何かで戻すか、また[REDACTED]さんがどうするか。

議長　　了解です。わかりました。有難うございました。
他に質問は有りませんかね。質問が無いようですのでこの件につきましては報告のみとさせて頂きたいと思います。
それでは続きまして議案第6号農地法第4条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願い致します。

事務局　　説明致します。報告第6号農地法第4条届出報告について説明します。
1番、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED]、申請地は土佐山田町字カラ堀曲り333番3、地目は田、面積は4
70m²、転用目的は木造瓦葺き平屋建て1棟、区域区分は市街化、開発行為は
不要、資料は14で調査員は事務局 公文です。
以上です。

議長　　はい、議案第6号農地法4条の規定による届出の報告ですが、この件につきまして質問は有りませんか。
これは現在家が建つちゅうがを平屋の1階に立て直すということで今まで農地でそのまま建つちよつたというところです。

事務局　　今回相続をするのにですね、きちんと。

議長	建てるっていうわけじゃない。
事務局	じゃないです。今の現状を宅地に変えるということで。
議長	2階建ての部分もあるろう。平屋建て1棟って報告あったけんど。
事務局	そうですね。この2階建でも含んでおります。
議長	ああ、そうかそうか、農地でそのまま家が建っちゃったがを宅地に変更することよね。建物はそのままってことよね。
事務局	そうです。
議長	はい、わかりました。この件につきまして、他に質問は有りませんかね。質問が無いようですので、議案第6号農地法第4号の規定による届出につきましては報告のみとさせて頂きたいと思います。 続きまして議案第7号香美市農用地利用集積計画の諮問ですが、説明をお願いをします。
事務局	<p>議案第7号 経営基盤強化促進法農用地集積計画について補足説明をさせて頂きます。</p> <p>はじめに農地流動化事業の売買について説明致します。</p> <p>議案書8ページ、資料は15になります。</p> <p>1番、譲渡人は土佐山田町植の方で、譲受人は高知県農業公社となります。申請地は、土佐山田町植の田で、面積は3,648m²、権利の設定は、所有権移転売買、対価は、10a当り2,192,982円で、総額8,000,000円です。</p> <p>公社購入後は土佐山田町植でニラ栽培をされている■さんが、経営規模拡大のため、現在の経営農地の近くで土地を探しており、今回契約することになっております。</p> <p>次に、貸借による利用権設定について説明致します。</p> <p>議案書9ページ、資料は16からです。</p> <p>1番、2番は再設定で土佐山田町京田と南組の農地を、■が借り受け、水稻栽培を行います。1番は使用貸借権で期間は3年、2番は賃借権で期間は5年です。</p> <p>3番は、再設定で土佐山田町下ノ村と町田の農地を、■が借り受け、水稻栽培を行います。使用貸借権で期間は10年です。</p> <p>4番、5番、6番は、新規設定で、土佐山田町山田と町田の農地を、■が借り受け、生姜を栽培します。賃借権で期間は5年です。</p> <p>7番は、再設定で土佐山田町中組の農地を、楠目の方が借り受け、ニラを栽培します。賃借権で期間は10年です。</p> <p>8番は、再設定で土佐山田町南組の農地を、南組の方が借り受け、やっこねぎを栽培します。賃借権で期間は10年です。</p> <p>9番は、再設定で土佐山田町須江の農地を、須江の方が借り受け、水稻栽培します。賃借権で期間は1年です。</p> <p>10番は、再設定で土佐山田町宮ノ口の農地を、宮ノ口の方が借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は1年です。</p> <p>11番は、再設定で土佐山田町加茂の農地を、加茂の方が借り受け、水稻栽培します。賃借権で期間は5年です。</p> <p>12番、13番、14番、15番は、再設定で、土佐山田町山田と久次の農地を、■が借り受け、生姜とソルゴーを栽培します。賃借権</p>

で期間は5年です。以上になります。

議長　　はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、議案第7号につきましての質問は有りませんか。

それでは最初にですね、委員がおいでますので、[REDACTED]委員に退席を頂きまして1番、2番の案件についてですね、質問の後採決をしたいと思いますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

――[REDACTED]委員退席――

議長　　1番、2番につきましてご質問を受けたいと思いますが、何か有りませんか。格段無いようですので、1番、2番の案件につきまして賛成されます方の举手をお願いします。

――全員举手――

議長　　はい、全員賛成です。有難うございました。

――[REDACTED]委員着席――

議長　　引き続きまして、すいません、[REDACTED]くんに退席を頂きまして3番の案件を進めたいと思います。

――[REDACTED]委員退席――

議長　　3番の案件につきまして[REDACTED]委員が借りられることですが、この件につきまして、何かご質問があれば受けたいと思いますが、何か質問有りませんか。格段無いようですので採決を行いたいと思いますが、3番の案件につきまして賛成の方の举手をお願いします。

――全員举手――

議長　　はい、どうも有難うございました。

――[REDACTED]委員着席――

議長　　それではお2人に全員の賛成によりまして決定を致しましたのでご報告を致しておきます。

続きまして、全ての案件につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。

この土地、1番の土地はいつかの売りたいというのがもう随分前に出ちゃったと思うんですが、何時頃かはわかりませんか。この周辺で売りたいのが、他にもまだ有りやあせんかね。

事務局　隣。

事務局　[REDACTED]さん。

議長　　これか。[REDACTED]さん、何で一緒に買わざったろうね。両方セットで、まあ、わからん。

事務局　水の関係で。

議長 隨分前から売りたいという、農業委員会には申出があつておりましたけれども、なかなか買う人がおりませんでしたが、今回、

事務局 25年前後。

議長 25年。そういうことで、決定をしました。長い間時間がかかったわけですが、私達としては成果が上がったのかなあと言うふうに思っています。ただその隣、赤い線を引いてある、右側の土地もですね、売りたいということで申請来てますのでまたひとつよろしくお願ひしたいと思います。

貸借の件につきまして何かご質問がありましたら、受けたいと思いますが、何かございませんか。格段有りませんかね。格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか

――異疑なし――

議長 それでは議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります
が、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

――全員挙手――

議長 はい、どうも有難うございました。

その他の件ですが、何か事務局から有りますか。すいません、事務局の方から説明します。

事務局 そしたら、資料の確認で、資料の30-1と、今日差し替えをしました30-2とですね、カラー刷りの3枚をお願いしたいです。30-1は事前にお配りをしております。30-2の表の資料とカラー刷りの資料は今日机の上に置いていたものを使用します。

議長 この分は皆さんに郵送で送つちよつたが。これとこれは今日机の上にあつたがです。

事務局 構いませんでしょうか。それでは説明をさせて頂きます。別段の面積、下限面積についてですが、声は皆さんもご承知の通り3条申請なので権利を移転する際にですね、経営面積が土佐山田町であれば40a、香北町、物部であれば30a、これを超えてないといけないということになっております。それでは資料にそってですね、説明をしたいと思います。

始めに30-1なんですが、別段の面積、下限面積の概要なんですが、農地法3条の許可要件の1つに下限面積の要件があり、農地の権利を取得するためには、経営する面積が一定規模以上でなければ許可できないことになっています。この下限面積は経営面積があまりにも小さいと生産性が低く、経営面積が効率的且つ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地が一定以上にならないと許可できないとするものです。農地法では基準が50aとなっております。この下限面積につきましては農業委員会で毎年、修正、変更との必要性の検討をすることになっております。

次に2番目の別段面積の基準についてですが、こちらの方はカラー刷りの資料の方で説明します。これは農林水産省が作成した資料なんですが、左側の紫の枠に下限面積要件とあります。その下に原則ということで農地法第3条第2項第5号、これが都道府県では50a以上、北海道では2ha以上が下限面積として必要とされているところです。それから矢印の右にいきまして、こちらが緑のところで特例っていうことで農地法施行規則第17条の第1項でこの下

限面積が定めることができます。上の平均規模が小さい地域、第1項とありますが、これが下限面積の要件で①自然的経済的条件からみて営農条件が概ね同一の区域について、②当該区域において、別段の面積未満の農地を耕作している者の数が4割を下回らないよう、③10a以上の面積で設定が可能ということになります。

その下の第2項、担い手が不足している地域、これについてはですね、具体的な例を言うと、空き家、農地付き空き家バンクを登録する際に設定する基準ということになります。

今日はですね、この第1項について検討をして頂きたいと思うんですけども。資料の30-2ですけども下限面積を設定する際に設定方法として農林業センサスを活用する場合と農地基本台帳を活用するという方法があります。農地基本台帳というのは香美市に整備された農地台帳のことになります。1番上の①2016年農地基本台帳平成28年度のこれ資料になるんですけども、土佐山田町で見ると40a未満のところが1,330が農家個数で、58%ということで40a未満の農家個数が40%以上あるということで下限面積を40と設定することができるということになります。同じく香北町、物部町の30a未満のところを見るとそれぞれ40%超えているので基本台帳を活用すれば今の設定が可能ということになっています。

次に②参考なんんですけども、平成26年度、2015年農林業センサスなんですが、この数値で同じように見るとですね、全然数字が小さくてですね、この数字を活用すると3町村ともですね、50aの設定になるということで、27年の4月1日から下限面積が設定されていますが、これは①の資料を活用して設定をされているということです。③も、こちらも参考につけておりますが、2010年の農林業センサスの結果で平成21年度なんですが、この数値を見るとそれぞれが今の下限面積を設定できる数値にはなっています。21年度に農地法の改正があって、下限面積が市町村で出来るようになってですね、右の端に下限面積（平成22から平成26）と記載していますが、この間はこの数値を基準として設定をされております。22年から26年までは土佐山田町、香北町が40aの設定で物部町が30aの設定と、それで27年からですね、①の表を使って現在下限面積の設定という流れになっています。②と③の数字に開きがある理由としてはですね、農林業センサスが10年に1回、大きな調査で、その間の調査については、簡易な調査で経営面積が30a未満で販売金額が50万以下の農家に反映されてないという理由があるようです。

以上、これまでの流れと現在の数値については農地基本台帳から出るということで説明させて頂きました。来年31年からの下限面積をどうするかっていうところを検討して頂けたらと思います。以上です。

議長 はい、わかりました。下限面積についてはですね、毎年、最後の会といいますか、ここでですね、来年度からどうしますかということで皆さん方にお諮りをさせて頂いています。数年前に香北町もですね、40から30に引き下げたという経過があるわけですから、この件につきましては全体的に考えることもいいでしょうけども、やはり香北は香北、物部は物部の実情もあるうかと思ひますのでそれぞれの地区でお話しをして頂いてですね、また来月のこの委員会の中でですね、今までどおりでいくのか、それとも数字を変更するのかっていうことについてはですね、それぞれの職務代理の方にご報告頂きたいと思いますのでそれで構いませんかね。今まで通りで構いませんということであれば今日決定しても結構ですけども、検討したいということであれば検討して頂いて結構です。また検討するということでお願いをします。
それでは他にない。

事務局 ないです。

議長 すいません、一応ですね、今日の委員会に付いての議案は終らせて頂きまして、すいませんが、若干休憩を取ってですね、2時3.5分から最適化推進会の意見交換会をしたいと思いますのでよろしくお願ひを致します。

閉会（14時29分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原心一 

署名人 西岡久 

署名人 堤昭雄 